

随意契約実施状況(建設工事等)

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
1	都市計画課	H31.4.12	松阪市景観計画推進業務等委託	1.重点地区(指定)に係る技術的支援 (1)中万地区における支援 (2)既景観重点地区(制度)の普及啓発支援 (3)既景観重点地区の新制度運用検討支援 2.景観計画推進の支援 (1)普及啓発事業の開催支援 (2)(仮称)歴史的建造物の保全技術指針(考え方)作成支援 (3)松阪市景観審議会等運営支援	1	H31.4.16	株式会社 都市環境研究所 三重事務所	津市広明町358番地	2,547,600	2,420,000	本業務委託は景観重点地区指定に向けた協議を継続的に行っている景観重点地区候補地において、重点地区指定範囲や、「まちなみルール」の決定に向けた住民との協議や賛同署名確保等のための住民主体の取組みを、過去の経過を理解の上で一体的に支援する必要がある。また、景観計画見直しにおける中間案、景観計画改正検討委員会の審議結果を基に、見直し作業や審議会等会議の運営、既重点地区における新制度運用検討等を行うにあたり、専門性を有する支援が必要とされる委託業務となるため、自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行った。	無	
1	都市計画課	R1.5.31	松阪駅西地区市場動向調査業務委託	(1)計画概要書の作成 (2)民間活力の導入に向けたヒアリング調査 (3)調査結果のとりまとめ (4)報告書の作成 (5)打合せ協議等	3	R1.6.17	中央コンサルタンツ株式会社 三重事務所	津市栄町二丁目312番地	-	4,400,000	松阪駅西地区市場動向調査業務委託に係る公募型プロポーザル審査において、参加者から提出された企画提案書について業者プレゼンテーション・ヒアリングを実施し、提案及び質疑応答を含め、審査委員会で厳選かつ慎重な審議を行った結果、契約予定業者を特定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	無	公募型プロポーザル

随意契約実施状況(建設工事等)

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
1	都市計画課	R2.8.2	松阪市都市計画図等作成業務委託	(1)松阪市都市計画図データ作成 (2)松阪市都市計画図の作成 (3)松阪市都市計画ホームページの更新 (4)松阪市統合型GIS運用ガイドラインの見直し (5)統合型GISサーバ更新 (6)GISサーバ機器等一式調達	1	R1.8.9	株式会社パスコ 三重支店	三重県津市栄町三丁目222番地	27,126,000	26,400,000	<p>松阪市統合型GISシステム(PasCAL-Web)は、市が使用するライセンス等を所有しており、サーバ機器等の入替を行っても新たにシステム等の購入を行う必要はなく、継続して使用することが可能であり、都市計画図データの更新作業において、現行システムの開発業者である㈱パスコが効率的かつ確実な更新作業を行える。</p> <p>また、松阪市統合型GISシステムは、各課個別システムとも連動しており、新たなシステム等の構築は経費が増加する。</p> <p>㈱パスコは、三重県市町総合事務組合が行った第3期共有デジタル地図事業において県内全域の地図更新作業を行うにあたり、共有デジタル地図共同事業体の業者として事業に関わっている。</p> <p>以上のことから、地図作成や松阪市統合型GISに精通し、業務実績のある㈱パスコと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号により随意契約を行った。</p>	有	

随意契約実施状況(建設工事等)

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
1	都市計画課	R2.9.24	松阪都市計画変更業務委託	(1)計画決定図書等の作成 (2)関係機関協議及び地元説明会等資料作成 (3)松阪市統合型GISデータセットアップ (4)打合せ・協議	1	R1.9.27	株式会社パスコ 三重支店	三重県津市栄町三丁目222番地	4,053,500	4,015,000	<p>本業務は、都市計画の変更に必要な計画決定図書等の作成、関係機関協議及び地元説明会等資料作成を行うものであり、既存の様々なデータ(最新の空中写真・都市計画基礎調査データ・都市計画図等)を松阪市統合型GISシステムにおいてレイヤを重ね合わせるなどして、分析・加工作業を行い、三重県の定める「第二編 都市計画の実務に関する手引き」及び「第三編 都市計画の決定手続き」に基づいて図書、資料等を正確に適宜作成する必要がある。</p> <p>また、作成した成果品データは、これまで松阪市統合型GISにおいて決定図書の連結などシステム上で活用していることから、今後もこれらを運用していくために市が要求する設定を行いシステムへの取り込みを行う必要がある。</p> <p>松阪市統合型GISについては、株式会社パスコと保守点検業務委託を締結し、円滑な稼働・システム機能の維持管理を行っており、GISデータ、都市計画基礎調査データを保有し、またこれまでの都市計画変更業務に関するデータ等を保有する業者である株式会社パスコが、正確、適宜に本業務を履行できると考える。</p> <p>これらのことから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの、競争入札に付することが不利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号により株式会社パスコ三重支店と随意契約を行った。</p>	無	